

神奈川県移動性（モビリティ）向上委員会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、神奈川県移動性（モビリティ）向上委員会（以下「委員会」という）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、神奈川県の移動性（モビリティ）向上について、公正・中立な立場から、自動車における移動性の阻害要因となっている事象を、様々なデータや指標で明示するとともに、道路利用者の実感や意見を踏まえ、要対策箇所を選定・公表するものとする。

（所掌事項）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について実施するものとする。

- （1）自動車における移動性の阻害要因を示すデータや指標に関する事項
- （2）道路利用者、地域住民等からの意見把握およびその反映方法に関する事項
- （3）移動性阻害箇所の阻害要因を整理し、要対策箇所の選定に関する事項
- （4）その他必要な事項

（構成）

第4条 委員会は、別紙に掲げる委員で構成する。
2 委員の追加・変更は、委員会の承認を要するものとする。

（第三者性）

第5条 委員は、委員会の目的に照らし、公正・中立な立場から特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、委員会の所掌事項を完了するまでとする。

（委員長）

第7条 委員会には、委員長を置くものとする。
2 委員長が職務を遂行できない場合は、予め委員長から指名する委員がその職務を代理する。
3 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

（委員会の運営）

第8条 委員会は、委員長の発議に基づいて開催する。
2 委員会は、委員会の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第 9 条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。
また、その職務を退いた後も同様とする。

(委員会の公開)

第 10 条 委員会は、公開にて開催するものとする。

(事務局)

第 11 条 事務局は、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所計画課に置くものとする。

(その他)

第 12 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。
また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことができるものとする。

付則 この規約は、平成 17 年 11 月 10 日から施行する。
この規約は、平成 18 年 1 月 12 日から施行する。
この規約は、平成 18 年 9 月 27 日から施行する。
この規約は、平成 24 年 7 月 17 日から施行する。

神奈川県移動性（モビリティ）向上委員会 名 簿

委員長 横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 教授

委員 神奈川県商工会議所連合会 専務理事

〃 社団法人神奈川県トラック協会 常務理事

〃 社団法人神奈川県バス協会 常務理事

〃 社団法人神奈川県タクシー協会 専務理事

〃 公益社団法人 神奈川県観光協会 専務理事

〃 株式会社神奈川新聞社 取締役営業・経営企画担当

〃 株式会社テレビ神奈川 取締役営業本部長

〃 国土交通省 関東運輸局 神奈川運輸支局長

〃 国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所長

〃 国土交通省 関東地方整備局 川崎国道事務所長

〃 国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所長

〃 神奈川県 県土整備局 道路部 参事

〃 神奈川県 警察本部 交通部 交通規制課長

〃 横浜市 道路局 計画調整部長

〃 川崎市 建設緑政局 計画部長

〃 相模原市 都市建設局 土木部長

〃 東日本高速道路株式会社 関東支社 京浜管理事務所長

〃 東日本高速道路株式会社 関東支社 横浜工事事務所長

〃 中日本高速道路株式会社 東京支社 保全・サービス事業部 交通技術チームリーダー

〃 首都高速道路株式会社 計画・環境部 計画調整グループ 課長